

運 営 規 程

社会福祉法人 昌平 馨
ひまわり荘短期入所生活介護事業所

ひまわり荘短期入所生活介護事業所 運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人昌平齋が設置経営する、特別養護老人ホームひまわり荘内、ひまわり荘短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 介護を必要とする利用者が特別養護老人ホームに短期入所し、その施設で、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活の世話や機能訓練をうけ、可能な限りその有する能力に応じ自立した生活ができるよう援助し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な短期入所生活介護サービスを提供し、また居宅で介護する者の負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第 3 条 事業所において提供する短期入所生活介護サービスは、介護保険法、並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及びその内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
4. 利用者又はその家族に対し、サービスの提供等の方法について、わかりやすく説明を行う。
5. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は、要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適正に行う。
8. 常にその提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努める。
9. 短期入所生活介護の利用後においても利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携により利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 4 条 事業所の名称は次のとおりとする。

- (1) ひまわり荘短期入所生活介護事業所と称する。

(事業所の所在地)

第 5 条 事業所の所在地は次のとおりとする。

- (1) いわき市平上片寄字上ノ内 193 番地に設置する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 特別養護老人ホームひまわり荘及びひまわり荘短期入所生活介護事業所に勤務する管理者及び職員（以下「職員等」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1 名 (常勤：兼務)
職員及び業務の管理も一元的に行うとともに法令等において規定されている指定短期入所生活介護の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 生 活 相 談 員 1 名以上 (常勤)
生活相談員は、利用者及びその家族の相談に応ずるとともに、生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行う。
- (3) 看 護 職 員 3 名以上 (常勤：機能訓練指導員兼務)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介 護 職 員 2 1 名以上 (常勤)
介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状態を的確に把握し、利用者に対し適切な入浴、排泄、食事等の介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上 (看護職員兼務)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練を行う。
- (6) 栄 養 士 1 名以上 (常勤：兼務)
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 介護支援専門員 1 名以上 (常勤：兼務)
介護支援専門員は、利用者のサービス計画の作成、及び実施状況の把握を行うとともに、必要に応じ計画の変更を行う。
- (8) 事 務 員 1 名以上 (常勤：兼務)
事務員は、必要な事務処理を行う。
- (9) 医 師 1 名 (非常勤)
医師は、利用者の健康管理及び、療養上の指導を行う。

(営 業 日)

第 7 条 事業所は、通年営業とする。

(利用者の定員)

第 8 条 事業所の定員次のとおりとする。

- (1) 併設型短期入所生活介護事業所の定員は、併設型介護予防短期入所生活介護事業所と併せて 15 名とする。
- (2) 空床型短期入所生活介護事業所の定員は、空床型介護予防短期入所生活介護事業所と併せて、特別養護老人ホームの定員 55 名とする。

(短期入所生活介護事業の内容)

第 9 条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介助
- (2) 健康状態の確認

- (3) 機能訓練のサービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両への昇降及び移動のサービスを行う。
- (5) 入浴サービス
 - ・入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
 - ・介助の種類
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 - ア 準備・後始末
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な介助
- (7) 相談、助言に関すること。
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ その他必要な相談、助言

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第 10 条 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれて状況並びに家族等介護の状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。
- 2 短期入所生活介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料)

- 第 11 条 事業所が提供する短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

ア 通常の事業の実施区域以外の送迎に要する費用	いわき市の境界線から 1 kmにつき	20 円
イ 食費	1 日につき	1,700 円
	【(朝食) 400 円・(昼食) 700 円・(夕食) 600 円】	
ウ 理美容代		実費
エ 滞在費	1 日につき	1,000 円
オ 持込電気機器負担金		実費相当額

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説

明した上で、支払いに同意する旨の署名押印を受けるものとする。

3 利用者は、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに利用料を支払うものとする。

(通常の事業の実施区域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

(1) いわき市

(サービス提供記録の記載)

第 13 条 短期入所生活介護を提供した際はその内容、当該施設サービスについて利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第 14 条 事業所の職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員等であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 15 条 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明及び記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 提供した短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第 17 条 短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 感染症等の防止のため、関係機関との密接な連携を保ち、又、職員等はそのために必要な知識の習得に努め、感染症が発症し又はまん延しないように次の各号掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

- 第 18 条 短期入所生活介護の提供中において、天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 非常時に備え、消防計画、風水害、地震等について責任者を定め年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 事業所は前項に規定する訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(緊急時の対応)

- 第 19 条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じるとともに管理者に報告する。
- 2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第 21 条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化ための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第 22 条 事業所は、その運営にあたって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対し、短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 24 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 事業所は全ての短期入所生活介護事業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

4 事業所は、すべての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、適切な短期入所生活介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人昌平譽と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1.この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
- 2.この規程は、平成25年12月 1日より施行する。
- 3.この規程は、平成27年 3月27日より施行する。
- 4.この規程は、平成27年 8月 1日より実施する。
- 5.この規程は、平成27年 8月24日より実施する。
- 6.この規程は、平成28年 3月28日より実施する。
- 7.この規程は、令和 元年10月 1日より実施する。
- 8.この規程は、令和 3年 8月 1日より実施する。
- 9.この規程は、令和 5年 4月 1日より実施する。
- 10.この規程は、令和 6年 6月 5日より実施する。
- 11.この規程は、令和 8年 4月 1日より実施する。